



環球律師事務所
GLOBAL LAW OFFICE

超越

Transcend

環球

中国法月報

2019 年 2 月号

スポットライト 中国「外商投資法（草案）」の要点解説

随 筆 あの頃、北京で住んでいた場所（下）
麦子店に麦はないが、芍薬居に芍薬はある

編集・発行：環球法律事務所（GLOBAL LAW OFFICE）

日本業務チーム

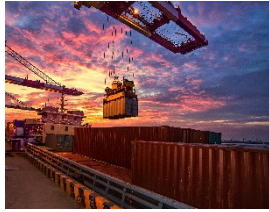
www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝陽区建国路 81 号
華貿中心 1 号写字楼 15 階&20 階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200021
上海市黄浦区湖濱路 150 号
企業天地 5 号楼 25 階&26 階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518055
深セン市南山区銅鼓路 39 号
大沖國際中心 5 号楼 26 階 B/C 单元
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax: (86 755) 8388 5987





中国「外商投資法(草案)」の要点解説

I はじめに

中国の立法の動向に関し、現在外資系企業が最も注目すべきは「輸出管制法」(前号及び前々号における解説を参照されたい)及び外資による投資の新たな基本法である「外商投資法」の制定であると言えるだろう。後者については、2018年12月23日に、全国人民代表大会常務委員会において「中華人民共和国外商投資法(草案)」(以下、「草案」という)の審議が行われており、近いうちに成立するものと見込まれる。

外商投資法に関しては、2015年にも「中華人民共和国外資投資法(草案意見募集稿)」(以下、「2015年版草案」という)という法案が作成され、パブリックコメントが実施されたことがある。2015年版草案と比べ、今回の草案の内容は簡潔で分かり易く、「参入前内国民待遇+ネガティブリスト」管理モデルの実施が明言されるなど、ハイレベルな投資の自由化を推進しようとする中国の姿勢が窺えるものとなっている。現在、外資による投資を規制する中国の法律には「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国外資企業法」の通称「外資三法」があるが、外商投資法はこれらに代わる形で施行される。外商投資法の公布・施行後には、関連する実施条例等の附属法規・規則が次々と制定・公布され、同時に「外資三法」を含む現行の法律や行政法規、規範文書等も廃止又は修正が行われることになると思われる。

II 草案制定の歴史的背景

1. 従来型の外商投資管理体制の転換

中国の外商投資管理体制は20世紀80年代初頭にその基盤が形成され、以後一貫して、「参入審査認可+優遇措置」モデルの管理が実施されてきた。2008年には外商投資企業と内資企業の所得税制度の一本化が始まり、5年以内に完全な一本化が実現された。これと同時に、従来型の外商投資管理体制も転換が始まった。2008年に「独占禁止法」が施行され、中国の公正競争に関する基本的な法体系が確立した。その後の5年間は、OECD(経済協力開発機構)のFDI RRI(外国直接投資制限指数)を見る限り、中国の外資規制には大きな変化はなかったように見える。しかし実際には、中国の外商投資管理体制はこの時期既に重要な変化を迎えていたのである。

2. 中米2国間投資協定をめぐる協議により、中国の「参入前内国民待遇+ネガティブリスト」管理モデル導入が促進

2008年、中米間で投資協定締結に向けた協議が開始された。協議開始から5年余りが経過した2013年7月11日、5度目となる中米戦略経済対話において、中国側は「参入前内国民待遇+ネガティブリスト」管理モデルを前提として米国側と投資協定をめぐる実質的協議を行うことを宣言した。これは、中国が将来的にネガティブリストというハイレベルな開放モデル(トップダウンモデルとも称される)を採用して外商投資領域の開放を推進していくことの表れであった。また、この協議により、中国国内において外商投

資管理体制の改革をめぐる議論が盛んに行われるようになった。その議論の焦点の1つとなったのは、中国は投資自由化の推進にあたり、ポジティブリスト方式による段階的な開放を行うべきか、それともネガティブリスト方式というハイレベルな開放措置を講じ一挙に開放を行うべきかという問題であった。要するに、中米2国間投資協定をめぐる協議が、中国の「参入前内国民待遇＋ネガティブリスト」管理モデル導入を促進する形となったのである。

3. 上海自由貿易試験区の開設と同時に、外資参入ネガティブリストが公布・施行

2013年9月29日、中国は上海自由貿易試験区の発足を宣言した。上海自由貿易試験区には新たな投資開放モデルのテストという目的もあり、同試験区内においては2013年10月1日から既存の外資規制に関する法律の施行が3年間停止され、第一弾の外資参入ネガティブリストが公表・施行された。

4. 2015年1月に商務部が2015年版草案を公表

上海自由貿易試験区における外資規制に関する法律の3年間の施行停止期間が満了後には、中米2国間投資協定が締結され、新たな外商投資法が成立するものだと思われていた。しかし、中米2国間投資協定は大部分の協議が終了したものの、最終的に期日通りに合意に至ることはなかった。2015年1月に商務部が2015年版草案を公表したものの、上海自由貿易試験区における3年間の試験期間が満了後も、従来の「外資三法」を統合し新たな外商投資法を制定するための条件は依然整っていなかった。

5. ネガティブリストによる管理モデルを全面的に実施

2016年9月3日、全国人民代表大会常務委員会はこれまでの上海自由貿易試験区における試験結果を踏まえ、外資規制に関する法律の修正を決定し、従来の「外資三法」及び「中華人民共和國台灣同胞投資法保護法」中の投資審査認可に関する条項を削除し、ネガティブリストによる管理モデルを正式に全国規模で実施することとなった。このため、2016年10月8日に商務部により「外商投資企業設立と変更届出管理暫定弁法」(以下、「暫定弁法」という)が公布・施行された。暫定弁法では、外資参入ネガティブリスト以外の分野において、外商投資企業の設立と変更に関し、従来の審査認可制度を廃止し、届出管理制度を実施すると規定された。暫定弁法の施行後、「参入前内国民待遇＋ネガティブリスト」管理モデルの初歩的实施が全国で開始された。

6. 参入前内国民待遇を基本的に実現、商務届出と工商登記を一本化

暫定弁法は2017年と2018年に計2回の修正が行われた。2回目の修正後、2018年6月30日から、外商投資企業の設立に関する商務届出と工商登記の手続窓口・手続書類が全国的に統一され、商務届出が工商登記に組み込まれる形となった。これにより、ネガティブリスト以外の分野においては基本的に参入前内国民待遇が実現され、外商投資企業の参入手続は基本的に内資企業のものとの差異がなくなった。

7. 「参入前内国民待遇＋ネガティブリスト」管理モデルの全面实施

今回の草案において外商投資企業の設立と変更に関する審査認可及び届出手続に触れられていないところを見ると、当該制度は終了となる可能性がある。仮にそうなれば、中国の外商投資管理制度は「参入前内国民待遇＋ネガティブリスト」管理モデルを全面的に実現することになり、また参入後においても内国民待遇が適用され、内資外資を問わず平等な管理が実施されることになる。遠くないうちに、中

国の外資管理モデルと投資開放水準は世界でも高いレベルにあるとされる国と同等のものとなり、ハイレベルな投資の自由化・利便化が実現されることだろう。

III 草案の要点

草案には全39の条項が設けられており、2015年版草案の全170条から大幅に減少している。草案は全6章からなり、総則、法的責任及び附則の3章を除けば、投資促進、投資保護、投資管理の3章がある。また、全体的に見て、「行政簡素化と権限委譲」、「権限委譲と管理の両立」、「サービスの向上」の実現という改革方針が如実に表れたものとなっている。

1. 「外資三法」の廃止に伴う外商投資企業への会社法の全面適用

現在、外商投資企業については、「外資三法」に基づき「会社法」と異なる特殊な機関構成等が適用されている（中外合弁経営企業には株主会が存在しない等）。しかし、「外資三法」の廃止により、内資企業と同様に「会社法」が全面的に適用され、従来の特殊な機関構成等が変更されることになる（ただし、機関構成等の変更には、5年間の猶予期間を設けることが予定されている）。

2. 投資の保護及び促進

(1) 国内外企業の平等な待遇を保障

草案では、政府の支援政策の同等な享受、標準化作業への平等な参与、政府調達への公平な参与、内資企業と同等の融資上の便宜の享受等、外商投資企業から保証を求める声が上がることが多い事項について、法律レベルで参入後の平等な待遇を保証している。その狙いは中国市場の魅力を高め、中国に外商投資企業を根付かせることにある。現状を踏まえた、極めてピンポイントで的確な規定が行われていると言える。

(2) 行政手段を利用した技術移転の強要を禁止

近年、中国は、技術移転を強要しているとの批判を一部の国から受け続けている。中国はかつて、WTO加盟議定書第7条において、技術移転を求めることを前提に外資の参入を許可することはないと表明している。また、2007年の中韓投資協定、2012年の中日韓投資協定、2015年の中韓自由貿易協定等の国際協定においても、中国は類似の誓約を行っている。今回、草案においても行政機関及びその職員による技術移転の強要行為の禁止が明文化されたことにより、技術移転の強要をめぐる国家間の法的紛争の減少が期待される。

また、中国の従来の外資参入審査認可制度に対しては、制度が透明性を欠くものであるため、制度自体が技術移転を暗に迫るものとなっているという外部からの指摘があった。このため、中国は2013年からの上海自由貿易区における試験を経て、2016年10月から全国において、ネガティブリストに記載のある分野を除き、外資系企業の設立と変更に関する審査認可制度を廃止している。今回、草案において外商投資企業の設立と変更に関する商務審査認可及び届出手続が実質的に廃止されたことも、技術移転の強要をめぐる国家間の法的紛争の減少に資すると考えられる。

(3) 外資参入ネガティブリスト及び関連参入制度

草案第27条では外資参入ネガティブリスト制度について具体的な規定が行われており、また外資参入ネガティブリスト以外の分野においては「内資外資一致」の原則に基づき管理を実施することが明確化されている。

また、第28条では現在発展改革委員会が担当している外資プロジェクトに関する審査承認及び届出制度について、第29条では規制業種の許可制度について、第30条では企業登記及び納税、会計、外貨等の事項について規定されている。

さらに、第31条と第33条では、外商投資情報報告制度と外商投資安全審査制度についてそれぞれ規定されている。

一方、従来の外商投資制度において重要な役割を果たしていた外商投資企業に関する審査認可及び届出制度については、今回の草案では明確な規定が行われておらず、当該制度は廃止となる可能性がある。

(4) 新たな外資参入制度

新たな外資参入制度の下では、外国企業が中国へ投資する場合、投資対象によっては、次の2種の手続が必要となる。

① 上場会社に投資する場合、証券監督管理機関の許可取得手続が必要となる

② 国有企業に投資する場合、国有資産監督管理機関の許可取得手続が必要となる

また、一般的な外資参入の場合、次の3種の手続、2種の審査、1種の報告が必要となる可能性がある。

① 発展改革委員会が管轄する外商投資企業プロジェクト審査承認又は届出手続

外商投資プロジェクトの審査承認又は届出は「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」等に基づき実施される。現在は、特に大規模な外商投資プロジェクトを除き、基本的には内資外資を問わず同一の取り扱いがされているが、「外商投資法」施行後はこの制度も調整が必要となり、外資参入ネガティブリストの主な執行者が商務部から発展改革委員会へ変更となる可能性がある。企業投資プロジェクトの審査承認及び届出の管轄権限は近年幾度も下級機関への委譲が行われており、審査承認を必要とする範囲はより狭く、委譲される権限はより多くなってきている。

② 規制業種の許可取得手続

規制業種の許可取得手続には外国投資家も強い関心を寄せており、許可を申請取得する段階ではまだ内資企業と同等の待遇を得られていないと不満をこぼす外商投資企業もある。草案第29条では、法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、関係主管機関は内資企業と同等の条件及び手続にて外国投資家による許可申請の審査認可を行わなければならないと規定されている。

③ 市場監督管理機関の企業登記手続

現行の企業登記制度も「内資外資一致」の原則に則り管理されており、長年にわたる改革を経て、現在では全国範囲で、「複数許可証の一本化」、「1つの許可証に1つのコード」、「複数企業コードの統合」、「企業登記とその他複数事項の登記の一括化」が実現されている。

④ 事業者結合審査

通常、事業者結合審査は大規模外資M&Aプロジェクトの実務において非常に重要な位置を占める。しかし、事業者結合審査については、「独占禁止法」及びその関連法規において既に明確な規定がなされているため、今回の草案では関係する規定はなされていない。草案で特に言及されていないということは、つまり内資外資を問わず平等に事業者結合審査が実施されるということであり、この点でも外商投資企業に内国民待遇を提供するという原則が徹底されていると言える。

⑤ 外商投資安全審査

中国における現行の外商投資安全審査制度に関する公文書には、2011年国弁発6号文と2015年国弁発24号文の2部がある。前者の内容はM&Aに関する事項に焦点を合わせたものであり、企業の新規設立に関する投資には言及されていない。一方、後者の内容はM&Aと企業の新規設立に関する投資の両方を含んでいるが、適用範囲は自由貿易試験区に限られる。また、両文書中にはともに、企業と投資家の国家安全審査制度における申告責任及び情報開示責任について明確な記述がなされていない。2015年版草案中には国家安全審査に関する規定が多く存在したが、今回の草案においては第33条に原則的な規定が存在するのみであり、より詳細な附属規定が今後公布・施行されるものと考えられる。

⑥ 外商投資情報報告

2015年版草案では、1章全25条にわたって国による外商投資情報報告制度の構築について規定されていたが、今回の草案では第31条に原則的な規定が存在するのみとなっている。「外商投資法」の施行後、より詳細な関連規定が公布されるものと考えられる。

情報報告制度は幅広い内容を含み、初回報告、変更報告、定期報告等が必要となると予想される。初回報告と変更報告は現行の外商投資企業の設立と変更に関する届出制度の役割を一部引き継ぐ形で実施される可能性があり、定期報告は現行の外商投資企業年次投資経営合同報告書制度と類似するものであると考えられる。また、報告が必要となる事項も、現行の届出制度からさらに簡素化される可能性がある。草案では、「必要不可欠、厳格管理」の原則に基づき、報告内容と範囲を確定すると規定されている。

あの頃、北京で住んでいた場所(下) 麦子店に麦はないが、芍薬居に芍薬はある

作者: 鮑 榮振

蒲黄榆で 8 年暮らした後、私は北京市の市街地北東部に位置する芍薬居(しゃくやくきょ)に移り住んだ。

芍薬居という地名の由来については、あまり記録が残されていない。かつての元の大都(北京の前身)の北側の城壁の更に北に位置するこの地は、昔は 20 数軒ほどの家しかない、どこにでもある無名の小村であったという。芍薬居の由来には、2 つの説がある。1 つは単純に、この地に芍薬の栽培に長じた老人が住んでいたために、芍薬居と称するようになったというものだ。

もう 1 つの説はなかなかロマンチックだ。清の乾隆帝の時代、この地にある太陽宮廟というお寺には多くの参拝者が訪れていた。あるとき、乾隆帝も参拝のため太陽宮廟を訪れた。乾隆帝が小さな店の前を通りかかると、店の庭の芍薬が鮮やかな花を咲かせ、一面にかくわしい香りが漂っていることに気付き、一人の老人が丹念に水をやっているのが目に入った。乾隆帝は大いに喜び、興に乗じてその小さな花屋に「芍薬居」の名を賜った。以来、この花屋の名がもととなって、無名の小村は「芍薬居」と呼ばれるようになり、それが今日まで続いているという。

芍薬居の付近にある太陽宮は、かつて近くに存在した太陽宮廟がその名の由来となっている。太陽宮にも次のような言い伝えがある。同じく清の乾隆帝が巡幸でこの地を訪れた時、正に太陽が昇らんとするところであり、曙光に照らされた村落が非常に美しく見えた。乾隆帝はこれに興味をそそられ、この地に「太陽宮」の名を賜った。村民たちはこれを知ると、乾隆帝への感謝のしるしとして、同じ「太陽宮」という名の廟を建てた。それから 200 年余りが過ぎた今日、太陽宮廟は跡形もなく消え去り、太陽宮という地名だけが残されている。

北京の人々はよく「麦子店¹」には麦がなく、芍薬居には芍薬がない」という冗談を口にする。麦子店には麦がないというのは本当かもしれないが、芍薬居には実のところ、多くはないものの芍薬がある。私が住んでいた団地の一角には、芍薬が植えられていた。自転車置き場の管理をしていたお爺さんが植えたものであった。その芍薬を始めてみた時、私は気持ちがたかぶって、白居易の「今日階前紅芍薬、幾花欲老幾花新。開時不解比色相、落後始知如幻身。空門此去幾多地、欲把殘花問上人」(今日階段前にある紅い芍薬は、何輪が萎んでいくもので、何輪が新たに咲いたものだろう。花開いたばかりのころは何もわからず、他の花と美しさを競おうとするが、枯れ落ちるときになって初めて、自身がただのまぼろしのようなものにすぎないことを知る。このような悟りに至るまではどれほどの道のりがあるのだろうか、落ちた芍薬を手にも上人に尋ねようと思う。)という詩(『感芍薬花、寄正一上人』)を思い出した。この詩の「開時不解比色相、落後始知如幻身。」という句には、「諸行無常」という禅の思想が端的に表れている。

団地の近くには對外經濟貿易大学があり、その東門の向かいには「千江月」というレストランがあった。そこを通りかかるたび、私は宋の時代のある僧侶が詠んだ「千江有水千江月、万里無雲万里天」という詩を思い起こした。この詩は極めて奥深い禅語であり、その意味については次のような解説がなされている。上の句は「月」が「仏性」(ぶつしょう、仏に成り得る資質)、「千江」が「衆生」の隠喩となっており、川がその大きさにかかわらず水に月を映すように、人もまたその貴賤にかかわらずみな仏性を備えていることを述べている。下の句は「雲」が「煩惱」、「天」が「仏性」の隠喩であり、万里の空に雲がなければ見渡す限りの青空となるように、人の心から煩惱が消え

¹ 北京市の市街地の北東部に位置する区画。

去れば、自ずと仏性が顕現することを述べている。

この禅語は日本にも伝わっており、「千江に水有り 千江の月 万里雲なく万里の天」(せんこうにみずあり せんこうのつき ばんりくもなく ばんりのてん)と訳され、その意味は「あらゆる河が水を満々とたたえ、沢山の月を水面に映し、雲ひとつ無い天がどこまでも続いている」と解釈されている。

本月報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn



吳 麗麗 (Wu Lili)
カウンセラー
直通電話: +86 10 6584 6732
wulili@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。